

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)	(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)	(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)
2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料		2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料	
月額		月額	
区分	単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,149 円
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,944 円
2-1-1-1の2～2-1の4 (略)			

旧		新	
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)	(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)	(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。 イ (略)
2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料		2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料	
月額		月額	
区分	単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	3,742 円
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,542 円
2-1-1-1の2～2-1の4 (略)			

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1装置ごとに月額	383,142円	—
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	465,054円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	1.95円	—
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.16円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	7,909円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPP方式で接続する場合	1装置ごとに月額	175,453円	—

2-2 端末系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1装置ごとに月額	350,395円	—
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	440,104円	
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	1.81円	—
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	2.01円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	7,260円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPP方式で接続する場合	1装置ごとに月額	228,754円	—

の交換を行う機能	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続する場合	(ア) 東京都内の設置場所において接続する場合	月額	14,761,667円	平成30年4月1日時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 千葉県内の設置場所において接続する場合	月額	2,900,583円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ウ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	3,041,250円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(エ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,085,000円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

の交換を行う機能	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続する場合	(ア) 東京都内の設置場所において接続する場合	月額	15,339,333円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(イ) 千葉県内の設置場所において接続する場合	月額	2,953,667円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ウ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合	月額	2,996,833円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(エ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,040,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

		(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,856,917円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,250,000円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分	単位	料金額	備考	
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0011631円	—

		(オ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,771,000円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ハ) 北海道内の設置場所において接続する場合	月額	2,760,833円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(キ) 青森県内、岩手県内、宮城県内、秋田県内、山形県内及び福島県内の設置場所において接続する場合	月額	2,803,750円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ク) 群馬県内、新潟県内、山梨県内及び長野県内の設置場所において接続する場合	月額	2,760,833円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,208,333円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区分	単位	料金額	備考	
音声パケット変換機能	I G Sで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0013988円	—

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	197,917円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	54,809円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	72,663円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	85,789円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	96,337円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,596円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	113,781円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,106円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,787円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,038円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,074円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,824円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,113円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	246,385円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,005円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,831円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,939円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,328円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,427円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	358,668円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	476,692円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	563,562円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	634,747円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	696,263円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	751,118円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,817円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	846,649円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	889,472円		

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	196,458円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	L A N型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	51,160円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	67,697円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	79,805円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	89,699円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	98,183円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,863円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	112,535円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	118,806円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	124,673円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	130,139円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	172,510円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	203,609円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	228,870円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	250,709円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,133円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	287,543円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	303,746円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	318,741円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	332,931円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	442,821円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	523,724円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	590,134円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	647,887円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	699,401円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	746,284円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	789,544円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	829,986円		

	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	929,717円	
--	---------------------	----------	--

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
区 分		料金額	備 考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,722円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	213,190円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,813円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,882円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,176円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,322円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	355,951円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	375,692円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,174円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,026円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,755円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	646,979円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	728,581円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	799,484円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	862,204円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	919,890円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	972,540円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,414円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,067,771円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430,636円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,241円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,927,901円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,125,240円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,303,067円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,465,790円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,617,183円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,765円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,894,795円		

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	868,012円	
--	---------------------	----------	--

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

		単位料金区域ごとに月額	
区 分		料金額	備 考
イ ー サ ネ ッ ト フ レ ー ム 伝 送 機 能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	145,775円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	192,985円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	227,588円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	255,887円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	280,175円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	302,171円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	321,302円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	339,286円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	356,125円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	371,817円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,785円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	583,661円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,920円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	720,436円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	777,076円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	827,985円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	875,456円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	919,489円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	961,229円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,287,519円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,531,289円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,733,800円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,911,669円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,071,774円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,218,699円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,355,309円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,483,896円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,605,607円		

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

S I Pサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.88805円	—
------------	---	--------	----------	---

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P通信網(専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(S I Pサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A Nインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,348,049円	—
(24) 一般中継局ルータ接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、S I Pサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、I P通信網(専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(L A Nインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	5,041,667円	—
(25) 閉門交換機接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、S I Pサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、I G Sを経由して、I P通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.88805円	—
		1秒ごとに	0.0016638円	—

2-12 (略)

S I Pサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0.77831円	—
------------	---	--------	----------	---

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、I P通信網(専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(S I Pサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、L A Nインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,205,161円	—
(24) 一般中継局ルータ接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閉門系ルータ交換機能、S I Pサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、I P通信網(専らI P電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(L A Nインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	4,812,500円	—
(25) 閉門交換機接続ルーティンク伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、中継交換機能、音声パケット変換機能、S I Pサーバ機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、I G Sを経由して、I P通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.77831円	—
		1秒ごとに	0.0018614円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00024252円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00023443円
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能 イ~ウ (略)	—

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00019726円
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00019570円
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00018161円
		エ ベストエフォートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00015656円

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分		備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能 イ~ウ (略)	—

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日、第2項、第3項及び第5項については平成31年1月1日に遡及して適用します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ(カ)~(ク)欄については当社の準備が整い次第、実施します。

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

2 平成30年12月末日時点で料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄において、以下の機能相当を利用している協定事業者は、本規定の適用後、以下の表の網改造料の対象となる機能（以下、本附則において本機能といいます。）を利用しているものとみなします。

区 分		備 考
IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	IP通信網終端装置（増設基準を設けるものに限り。）において料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄によらずにPPPoE接続を行うための機能	—

3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的

な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。

4 協定事業者は、協定事業者が第25条（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）第1項第5号に規定するIP通信網終端装置の増設の申込みを行う際、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、第3項に規定する日までの間、同一の網終端装置を対象として、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の機能から本機能に変更することができるものとします。この場合において、当社は当該増設に係る第28条（完成通知）に規定する完成通知に記載した期日を含む月から当該網改造料を適用します。

5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。

6 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から3ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄又は同ア欄における本機能相当の増設基準（平成30年6月1日時点の増設基準とします。）を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能をそれぞれ同ア欄又は本機能に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

技術的条件集別表 2.6.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE 方式)

2. 下位層 (レイヤ 1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause 49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause 82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

技術的条件集別表 2.6.5 I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 IPoE 方式)

2. 下位層 (レイヤ 1~2) 仕様

2.1 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

2.1.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause 49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2.1.2 略

2.2 100GBASE-LR4 インタフェースにて接続する場合

2.2.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause 82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠